

超国家デモクラシーの可能性と限界 —グローバル・デモクラシー構想の対立の観点から

杉浦 功一

はじめに

現在の世界は、「Gゼロ」といわれるような中心を持たない状況にある（ブレマー 2012）。冷戦終結後には国際連合（国連）への期待が高まったが、90年代後半にはソマリアや旧ユーゴスラビアでの平和強制活動の失敗を機に国連への幻滅が進むことになった。同時に、冷戦終結後には、アメリカが唯一の「超大国」として世界の「警察官」を自任していたが、2003年のイラク戦争で国際的な信望を失い、2008年のリーマンショックによって経済的な脆弱性を改めて露呈し2011年以降のシリア内戦や2014年のウクライナのクリミア問題への対応での迷走に象徴されるように、その国際的な影響力の低下は顕著となっている。他方で、中国やインド、ブラジルといった新興国の台頭が著しくなり、ロシアがプーチン政権下で国力を回復させ、それらを含むG20への期待も高まっていった。しかし、かつてのG7（先進国首脳会議）のように、国際社会全体を主導するような役割にまでには至っておらず、現在の世界はリーダー不在の状況にある。

そもそも国際関係は本質的にアナーキー（＝無政府状態）であると主張してきた現実主義者にとっては、今の状況は伝統的な国際関係の継続にすぎないかもしれない。しかし、地球温暖化問題や貧困問題のように慢性的な問題が引き続き、2014年の中東でのIS（いわゆる「イスラム国」）の勢力拡大やエボラ出血熱の流行のような突発的問題が生じているように、国境を超えて生じる問題は後を絶たず、グローバル化が進むなかでむしろ問題の規模や頻度、影響の度合いはかつてのどの時代よりも大きくなっている（Held et.al. 1999）。

国境を超えて広がる問題にどう対応するべきかについては、20世紀以降様々な提案が存在し、一部は実現されてきた。現実主義の一派としてアナーキーな状態を前提としつつも主権国家群による一定の秩序（＝「国際社会」）の形成に期待する英国学派や、制度化された国際協力の推進を求める自由主義、国家の主権を統合して超国家的な權威の構築を求める国際統合論など、国際関係論では多様な主張がかわされてきた。どの提案が妥当であり、実現しつつあるかは、それ自体が重要な論争の対象である。本書は、その中でも超国家権力に注目して、その

出現に伴って生じる（かもしれない）問題を多面的に考察するものであるといえよう。

出現する超国家権力に関連して生じる問題は、本書の他章にあるように多彩であるが、その一つに超国家権力をどのように「民主的」に統制するかという問題がある。近代において、政治権力は国家に集中されるとともに、次第に人民主権の概念のもとで民主的統制に服するようになってきた。その権力が超国家レベルへ部分的にでも移行するとき、その民主的統制のあり方、すなわち「超国家デモクラシー」はどのような形をとるべきなのかを問うことは避けて通れない。同時に、国家において発達してきた従来型の代表制民主主義の限界と変容も、1990年代以降、盛んに論じられるところである（Held 1995; McGrew 1997; 山崎2012; 山崎・山本編2015）。超国家デモクラシーについて検討することは、デモクラシーのあり方を根本的に問い直す試みの一環でもある。そこで本章では、出現しつつある超国家権力に対するデモクラシーのあり方、すなわち超国家デモクラシーを、国家レベルでのデモクラシーの変容と絡めながら考察する。

本章では、特に①「超国家権力」の正体は何か、それは存在するのか、また、その従来のデモクラシーへの影響は何か、そして、②超国家権力、特に国際機構の「民主化」のあり方にはどのような形態がありうるのか、その可能性と限界は何かについて、民主的な世界秩序（＝グローバル・デモクラシー）をめぐる論争という大きな文脈を意識しながら考察したい。なお、本章における「超国家」という用語について、「国家を超える（supra-national）」として「法的に国家より強い権限を有する」という意味だけに限定せず、「国境を超える（trans-national）」という必ずしも国家を上回る権限を有していることを含意しない場合も含めた広い意味で用いる。

超国家権力の出現とデモクラシーの関係や超国家デモクラシーのあり方を論じた構想や研究はこれまで多数存在する。連邦主義など国家を超える、あるいは国家と異なるタイプの権力の形成を求める構想は、エマニュエル・カントの『永遠平和のために』に代表されるように、ヨーロッパで近代以降、たびたび主張され、国際関係論の理想主義の系譜を形成してきた。第二次世界大戦終了直後にも、理想主義の流れを汲んだ世界連邦運動が一時盛んとなった（千葉2014、87-128頁）。欧州統合構想も、特に1950年代に広がりを見せ、国際関係論での国家間の機能（＝政策領域）の統合を予測する（新）機能主義として一連の研究成果を生み出していく（鴨1985）。これらの世界連邦や欧州統合の構想には、国家から国際機構など超国家機関に権力を移譲させるとともに、そこに超国家議会のような国家で実践されてきた民主的統制のメカニズムを模倣して織り込む提案が多くみられ、欧州統合では欧州議会として部分的に結実した（Clark and Sohn 1966）。しかし、冷戦の激化による国連安全保障理事会（安保理）の機能不全やフランスのド・ゴールの国家主義による欧州統合の行きづまりなどによって、1960年代から80年代にかけて、超国家的な権力組織の構築自体が停滞していく。

それが、1980年代終盤にかけて冷戦が終結へと向かう中で、再び欧州統合が加速し欧州連合（EU）が1992年に誕生する。国連も1991年の湾岸戦争での安保理のリーダーシップや1992

年の地球サミットの開催などを通じてその存在感を回復させていく。そのように国際機構の活躍が目立つようになり期待が一層高まる中で、規範的な志向の強いグローバル・ガバナンス論が盛んとなっていった。そこでは、グローバル・ガバナンス委員会の『地球リーダーシップ』（1995年）に代表されるように、デモクラシーの規範が広がっていくのに並行して、「民主的な」国際機構を求めて、国連改革など機構改革が提案されていく（The Commission on Global Governance 1995）。同じ90年代には、グローバル化による国家の変容と国際機構やNGOの活躍を背景に、デモクラシー論においても、国家を超えたレベルにおけるデモクラシーの必要性とその具体的なあり方を検討する論考が盛んになっていく。D・ヘルドに代表されるコスモポリタン・デモクラシー論はその代表的なものである（Held 1995）。

21世紀に入ると、2003年のイラク戦争を契機とする国連へのさらなる幻滅と、EUにおける2004年の欧州憲法条約の批准の失敗、中国の台頭による国家及び国家間の権力政治への再注目なかで、グローバル・ガバナンスの中核として超国家権力を担う国際機構に対して冷戦終結直後のような期待は薄らいでいった。超国家的な権力としては、ネグリとハートがいうところの、資本主義的な経済関係によって発達した脱中心的で脱領土的な支配装置でありグローバルな主権形態である「帝国」や、新自由主義的なグローバル化に反対するトランスナショナルな社会運動、多様なアクターを巻き込むトランスナショナルなネットワーク・ガバナンスなど、むしろ拡散した権力形態が注目されるようになる（Smith et.al. 2014; Sørensen and Torfing 2007; ネグリ・ハート 2003）。それでも、グローバル・ガバナンス論では国際機構を含めたグローバル・ガバナンスの諸制度の民主的アカウンタビリティや正当性といった問題が俎上に載せられ、国境を超えた社会運動に「帝国」に対抗する「マルチチュード」としての民主的な潜在力が見出されるなど、国家を超えるデモクラシーのあり方の議論は多様化しながら続いている（Keohane 2003; ハート・ネグリ 2005a; 2005b; 五野井 2011a）。

しかし、超国家レベルの権力とデモクラシーに関する既存の研究の問題点としては、第1に、新興国と途上国の視点の不足を挙げることができる。超国家デモクラシーをめぐる議論の対象として、先進国が支配する欧州連合（EU）や国際通貨基金（IMF）や世界銀行などブレトンウッズ機関に今なお分析が集中する傾向がある。他方で、今世紀になり国際関係において影響力を増しつつある中国やインドなどの新興国の台頭や、民主化の「第三の波」によって民主政治が実践されたり、逆に権威主義化が進むようになったりした発展途上国（いわゆる「グローバル・サウス」）の存在は、十分には視野に入っていないように思われる（杉浦 2014; 松下 2012）。

第2に、超国家デモクラシーの議論は規範的志向が強い一方で、実際に具体化された組織や制度がいまだ乏しいために、超国家デモクラシーが実際の国際的な環境で実現される過程、すなわち「民主化」の促進や阻害の要因について分析と理論化が十分ではない。特に、現状の批判と構想の提示に重点が置かれる一方で、現実の国際政治で生じている世界秩序の構想間の「衝突」に対して、十分な注意が払われていないように思われる。拠って立つ規範的立場によって、①何が超国家権力か、権力の「超国家化」は好ましいのか、②超国家権力にはどのような形態

の超国家デモクラシーが適用されるべきか、③どうすればそれは実現されるのか(=「民主化」)といった問いに対する回答は、大きく異なってくる。そして、現実の国際政治の舞台では、参加する各アクターが自ら望ましいとする秩序や機構の構想を提示し、その実現を図ろうと行動している。

実際、中国など多くの新興国や途上国は、主権国家の平等を柱とした国際秩序を「民主的」なものとして求めている。その一方で、アメリカ政府は、各国が自由民主主義体制（リベラル・デモクラシー）となった状態こそ民主的な世界秩序として、デモクラシーの推進を外交政策の軸に据えてきた。他方で、コスモポリタン・デモクラシー論の立場では、EUのような民主化された権力場が多層的に構成された構造こそ、民主的な世界秩序として好ましいとされ、ヨーロッパのエリート層の広い支持を集めている。対して、2001年に始まった世界社会フォーラムや「ウォールストリートを占拠せよ」運動のように、既存の政治経済秩序を草の根の人々の力で変えていこうとする運動も盛んに見られる (Smith et.al. 2014; 五野井2011b)。ドライゼックは、現実の紛争の背景に言説の間の衝突を指摘しているが、望ましい世界秩序のあり方についても、その構想の相違自体が現実の国際政治におけるアクター間の対立の一因となっており、逆に国際政治が特定の構想の実現を促進・阻害している (Dryzek 2006)。もちろん、それらの主張が主要なアクターの利益追求のカモフラージュにすぎない場合もある。しかし、超国家権力とデモクラシーのあり方を考察するには、よりマクロな世界秩序ないし国際秩序のあるべき姿をめぐる現実の国際政治の場での主張の「衝突」を視野に入れる必要がある。

本章では、出現しつつある「超国家権力」の正体とその民主化のあり方を、グローバル・デモクラシーをめぐる論争と関連付けながら論じる。第1節で、出現しつつある超国家権力と既存のデモクラシーの場であった国家の変容について概観する。第2節では、国際機構を中心に超国家権力を「民主化」の目標である超国家デモクラシーについて分類し、その実践と問題点についてまとめていく。第3節では、超国家デモクラシーの実現に共通する課題や争点を検討する。

1 超国家権力の出現と国家におけるデモクラシーの変容

(1) 権力場の变化と超国家権力の出現

現在、伝統的な権力場であった国家に変容が生じつつある。ヘルドによると「権力」とは、「社会的な行為主体、代理機関、制度がその社会的・物理的な環境を維持したり変容したりする能力」である (Held 1995; 邦訳, 199頁)。その権力場として7つ挙げることができるという。すなわち、①身体 (肉体的・感情的福利が組織される方法)、②福祉 (市民を私的な人格から共同体の完全な構成員に転換することを促すような、財とサービスの領域の組織化)、③文化ないし文化的生活の場 (公的な関心事やアイデンティティの問題が論じられ、意見の差異が明

らかにされ、地域の慣習や教義が検討されるような、社会活動の領域)、④市民的な自発的結社の領域(=「市民社会」、⑤経済(財やサービスを生産、分配、交換、消費する集合的組織から成る)、⑥暴力と強制的関係の組織、⑦規制的・法的制度(決定権を有する政治的権威によって調整される諸組織の組み合わせから成る、独立した法人としての国家)である(Held 1995; 邦訳、206-215頁)。近代国家の発展につれて、これらの権力のうち多くの部分が、直接に国家の手に収められているか、国家の介入の対象となっていくた。もちろん、すべての国家が効果的に権力を集約・行使できたわけではない。欧米の先進国では中央政府に権力が集中し、効果的に行使されてきた。他方、途上国でも国家(政府)に権力を集約すべく「国家建設」が進められてきたが、成功した国家は限られた。いずれにせよ、国際法でも領域と住民と実効的な政府を備えていることが主権国家の要件とされるように、近代以降、国家に権力が集められ、国家によって行使されることが、現実であり同時に望ましいこととされてきた。

しかし、1980年代以降グローバル化が進むにつれて、国家が自らのものだと主張する政治的権威の形式的範囲と、国家的・地域的・グローバルの各レベルにおける実際のシステムや構造の間に「乖離(disjuncture)」が発生するようになった。ヘルドによると5つの乖離構造が明らかになりつつあるという(Held 1995; 邦訳、121-168頁)。すなわち、①国際法(国家の市民権と普遍的な人権の間の権利・義務の間のギャップなど)、②政治的意思決定の国際化(国際レジームおよび国際組織の発展など)、③覇権国および国際安全保障構造(自立した戦略的・軍事的アクターとして国家を考える理念と、国家間のグローバルなシステムの発展の間の乖離など)、④ナショナル・アイデンティティと文化のグローバル化、⑤世界経済(生産の国際化や金融取引の国際化)、それぞれで「乖離」が生じている。この乖離の背景には、法、政治、軍事、文化、経済の各分野でのグローバル化の進展がある(Held et al. 1999)。ヘルドが、これら5つの乖離構造を指摘したのは1990年代後半のことであるが、その後も乖離は広がっている。例えば、安全保障の面では、2000年以降イスラム過激派テロが拡大し、特に2014年にはイラクとシリア、さらにはヨーロッパにおけるIS(通称イスラム国)の勢力の浸透が挙げられる。文化・アイデンティティの面でも、2014年にイギリスでのスコットランドの独立をめぐる住民投票が行われ独立派が多くの支持票を集め、経済面でも、2008年にリーマンショックが起きて世界全体に経済危機が拡大し、2010年にはユーロ危機が発生した。そのほか2014年にはエボラ出血熱が広い地域に感染拡大した。これらの例で示されるように、国家が統制できる範囲はいつそう狭まり、乖離は広がっているように見える。

そして、その乖離に対応すべく、ユーロ危機後に財政政策の統合を進めようとしているEUのように超国家的な機構の権限を強化したり、グローバル保健ガバナンスのように多様なアクター間のネットワークを一層密にしたりといった動きが広がっている(Youde 2012)。いずれにせよ、国家はグローバル化によって変容を強いられている。このようなグローバル化とそれによる「国家の衰退」や変容の議論は、1990年代から盛んとなった(ストレンジ1998)。ただし、ここで注意しないといけないのは、従来よりも国家が統制できる政策領域が狭まったと考えら

れるのはもっぱら先進国である点である。発展途上国では、植民地からの独立以来、国家の能力は限られたものであり、「国家建設」が課題とされてきた。今世紀に入る頃には、先進国と途上国双方で、むしろ国家の役割を再評価する議論も見受けられるようになる（杉浦2007）。実際、中国やプーチン政権以後のロシア、カンボジア、ルワンダのように、国家権力を強めることで経済成長に成功する国家も現れるようになった。また、開発援助の分野では「国家建設」やガバナンス強化が課題とされ、世界銀行や国連開発計画（UNDP）などによるガバナンス支援も盛んとなっている（木村ほか2011）。また、先進国においても、リーマンショック後、政府による金融規制が強化されたように、多くの分野で政府は依然として中心的な役割を占め、環境や衛生のように規制権限がむしろ強化される場合もある。さらに、世界全体としては、先進国と対照的に新興国が影響力を強めて、協力と争いの両方を伴う権力の「協争的移行」が進み、「先進国-新興国複合体」が生まれつつある（山本2012）。

それらの状況を考慮すると、2010年代の世界に起きているのは、西側先進国政府からの「権力の流出」であり、それは水平方向（新興国や非国家アクターへ）と垂直方向（国際機構及びローカルな統治機構へ）での「権力の分散」であるといえよう。さらに細かく権力の現在の流れを分類すると、①国際機構の増加と権限強化による「超国家化」、②多国籍企業、グローバル市民社会、グローバル・ジハード運動など非国家アクターの出現と影響力拡大による「脱国家化」、③先進国での規制緩和や自由化と、先進国、特にアメリカの国際的な権力の相対的低下による「Gゼロ化」、④中国など新興国や途上国における国家権力の強化と国際的な立場の向上という「(国家の)近代化」、⑤サブリージョナルやローカルな政治権力体の自治拡大や独立の要求という「地域化」が同時に起きている。

このなかで超国家権力に焦点を合わせる本書は、上の動きのうちの特に①の超国家化に注目するものであるといえる。実際、増え続けるグローバルな課題に対応すべく、グローバル・ガバナンスの強化が進められてきた（渡辺・土山編2001）。合意された定義は存在しないものの、国際社会における集合行為問題を解決するためのプロセスや制度が、一般にグローバル・ガバナンスと呼ばれる。グローバル・ガバナンスでは、国際機構を軸としつつ、各国政府や、NGO、企業など多様なアクターがネットワークやパートナーシップを形成して、ルールや規範の体系である国際レジームを構築・実施することで問題解決を図っていく（Weiss and Wilkinson eds. 2014; 杉浦2014）。グローバルな金融や投資の規制、紛争やテロへの対処、感染症の予防・防止、地球環境問題の解決などにおいてグローバル・ガバナンスが構築されてきた。

このグローバル・ガバナンスの形成は、国際機構の増加や非国家主体の活躍だけでなく、新興国の参入を含んでおり、上の権力の流れすべてを反映する複雑な現象である。そのためグローバル・ガバナンスの有効性向上へ向けて、国際機構の権限の強化や多様なアクターによるパートナーシップの活用、新興国の参加の促進など、様々な提言がなされている（Weiss and Wilkinson eds. 2014）。実際、先述のように、EUでは、2011年のユーロ危機を受けて、銀行同盟を含む金融や財政政策の統合を試みつつある。また、シリアの内戦やISの勢力拡大を受けて、

国連安全保障理事会（安保理）による介入を促す声も高まっている。

このように国際機構を中心とした超国家権力への期待は依然強いものの、同時に、その動きへの懐疑の強さと権力の超国家化を打ち消しかねない権力の流れがあることも意識しなければならない。「Gゼロ化」が進む中で、国際機構の「超国家化」には、国家主権尊重の立場から依然として慎重な声が強いの事実である。実際、地球温暖化対策についての気候変動枠組条約締約国会議（COP）の議論の行き詰まりやシリア内戦への安保理による軍事介入への反対に見られるように、新興国や途上国を中心に国家の主権を尊重すべきという主張も根強い。先進国もまた自国の利害を主張するため、国際交渉の「行き詰まり（gridlock）」が近年目立つようになってきている（Hale, Held, and Young 2013）。また、そもそも超国家権力の発展がそのまま国際機構の権限強化を意味するわけではない。先述のネグリとハートの議論を端緒とする「帝国論」で盛んに主張されるように、圧倒的な軍事力と経済力を有するアメリカは、一国家を超えて覇権国家として超国家的な権力を有する存在と見ることもできる。また、グローバル化で自由に国境を越えて移動する金融資本は、国家を超えた大きな影響力を持つに至っている。グローバル・ジハード運動のような国際的なテロのネットワークは、ここ最近のイエメンやリビア、シリア、イラクで見られるように既存の国家の存在を脅かしている。いずれにせよ、国家を中心とした主権国家システムとしての国際関係は、特に1990年代以降になり大きな変化を遂げてきた。それは、主権国家を基盤として発展を遂げてきたデモクラシーにも大きな影響を与え続けている。

(2) 国家におけるデモクラシーの変容

上述のような世界における権力の流れと権力構造の変化によって、国民国家を基盤として発展を遂げてきたデモクラシーも変容を迫られ続けている。すなわち、ヘルドが指摘するように、「政府および国家の行動の自由を制限するような、相互に結びついた一連の諸力が存在」し、そうした諸力は「ナショナルな国家自体のアカウントビリティの方針を不明瞭」にし、「国家の自律性を制限すると同時に、次第に主権を侵害する」ようになった（Held 1995; 邦訳、160頁）。

国家におけるデモクラシーは、いわゆる自由民主主義体制（リベラル・デモクラシー）として、まず欧米諸国で発展してきた。代表制民主主義とも呼ばれる、国民を有権者として、自由選挙を通じて間接的に政権を選ぶことで民意を国家の政治に反映させる仕組みが築きあげられた。同時に、基本的人権が尊重され、法の支配が実践され、（市場の重視の程度はさまざまであるが）市場経済体制が前提とされる。冷戦終結前後の1980年代終わり以降は、いわゆる民主化の「第三の波」（ハンチントン）の流れが生まれ、欧米以外の世界各国も次々と自由民主主義体制を採用するようになった（Huntington 1991）。後述のように、現在では、中国が依然として共産党による一党支配体制を堅持し、一度は民主化された国でも民主政治が後退したり停滞したりする傾向が強まっているものの、3分の2ほどの国家で少なくとも制度的には自由民主主義体

制が維持されている (Freedom House 2015)。しかし、制度面で民主化が進んだとしても、グローバル化が進み権力の変動が続く現在の世界では、国民より期待された機能を国家におけるデモクラシーは果たせなくなりつつある。

第1に、国際機構など超国家権力による国家レベルのデモクラシーの「浸食」が起きている。貿易のように国境を越えて広がる活動を規制し、地球環境のように悪化する問題を解決するために、国際機構への国家の権限の委譲が進められてきた。しかし、国際機構が扱う政策領域が拡大し、行使できる権限が強化されるにつれて、国際機構自体の民主的統制や民主的正当性の問題が浮上している (Keohane 2003)。従来、加盟国の国民は、自国政府を通じて国際機構に民意を伝え、結果に対しアカウントビリティを問うことで、間接的に国際機構を民主的に統制することが想定されてきた。しかし、欧州統合が進むにつれてEUの閣僚理事会でいわゆる特定多数決が適用される政策領域が拡大してきたように、自国の政府代表が反対したとしても、自らに効力を及ぼす決定がなされる可能性が増えつつある。段階的に超国家化を進めてきたEC/EUでは、各国より失われる民主的統制を、欧州市民の直接選挙で議員を選ぶ欧州議会の役割を強化することで補おうとしてきた。しかし、欧州議会の権限強化への加盟国政府の反対と欧州議会自体への欧州市民の無関心もあり、いわゆる「民主主義の赤字」といわれる状態が今なお続いている。実際、2010年より債務危機が続きEUの支援を仰ぐギリシャは、その条件として過酷な緊縮財政を突きつけられているが、その条件緩和を求めるギリシャの有権者の意思は、2015年1月の議会選挙などを通じて示されたとしても、EUの意思決定に反映されることはほとんどない。

他にも、常任理事国のみが拒否権を有する国連安保理や、加重票制により先進国の票数が多数を占め、途上国に対する援助にコンディショナリティ (条件) を課して経済の自由化や規制緩和を要求するIMFや世界銀行などでは、アカウントビリティや民主的正当性の不足が市民社会から批判されている (Scholte ed. 2011)。一国一票制を基本とする世界貿易機構 (WTO) におけるドーハ・ラウンドの自由貿易交渉が行き詰まる一方で、二国間ないし多国間のEPA (経済連携協定) やFTA (自由貿易協定) が盛んになりつつあるなど、必ずしも国際機構の権限が順調に強化されているわけではない。むしろ、国際保健や環境分野などで、政府の部局や多国籍企業、NGOなど多様なアクターから形成される、国境を超える政策ネットワークや公民パートナーシップ (PPP) による政策の決定・実施も増えつつあるなど、「非公式」な権威の増加と強大化が生じている (杉浦 2015)。それらもまた、各国による議会を通じた伝統的な民主的統制に服するものではない。結局のところ、国家における従来のデモクラシーのメカニズムによって決定できる政策の範囲は、超国家的な権力の発達で次第に狭められる傾向にある。

国家におけるデモクラシーの限界は、国際的なガバナンスのメカニズムの権限強化による国家主権の浸食だけによってもたらされているわけではない。第2に、グローバル化によるデモクラシーの場としての国民国家自体の変容によっても引き起こされている (McGrew 1997)。そもそも国家 (政府) が策定できる政策の範囲自体が狭まりつつある背景には、新自由主義的

なグローバル化の圧力がある。市場主義と経済自由化による世界的な自由競争の激化によって、例えば最低賃金の切り上げや法人税の増税など企業の経済的な競争力を削ぎかねない決定を国家が行うことは、いっそう難しくなりつつある。経済の自由化の中で、企業はすぐに国境を越えて経営環境の「より良い」国へと逃げてしまうためである。先進民主主義諸国でも、従来のような所得の再配分を進める福祉国家の継続は困難となり、民営化と規制緩和を進めざるを得ず、国民の経済格差は広がってきた（クラウチ2007）。

また、科学技術の進歩が進み、人やモノの移動が激しくなり、相互連関（interconnectedness）が深まっている現代の世界では、通貨安（高）を進める金融政策のように、ある国での決定が国際的な影響を及ぼす可能性はいっそう高くなっている。しかし、今のデモクラシーのメカニズムでは、原発の建設のように事故が起きた場合に悪影響が自国に及ぶケースでも、影響を受ける国民はその隣国の意思決定に参加することは叶わない。せいぜい自国政府を通じて外交的な働きかけを行うのみである。このように決定を行うアクターとその影響を受けるアクターの間で、やはり先述のようなヘルドの言う「乖離」が起きて、国民の民主的な自律が侵害される状況が生じている（Held 1995）。

さらに、国民としてのアイデンティティの弱体化も、国民国家を単位として発展を遂げてきた従来のデモクラシーのメカニズムの有効性を浸食している。インターネットのような情報通信技術が発展し、飛行機や高速道路による人の国際的な移動が盛んになる中で、文化や情報の拡散や伝達のスピードが増している。それによって、従来の国民アイデンティティの変化がもたらされている。例えば、クルド人のように複数の国家にまたがって暮らしてきた民族や宗派集団も、携帯電話やインターネットを通じて情報の迅速な伝達が進むことで、今暮らしている国の国民としてのアイデンティティよりも民族や宗派としてのアイデンティティを強め、次第に自治権の拡大や分離独立を求めるようになるケースが増えつつある。中東で起きているISなどイスラム過激派の勢力拡大の背景には、ヨーロッパにおけるムスリムの移民からの戦闘員や資金の調達があるが、そこには、ムスリムとしてのアイデンティティが保持・再活性化され、国民としてのアイデンティティの境界線と一致しなくなりつつある状況を示している。また、イギリスにおけるスコットランドやスペインのバスクにおける最近の運動に見られるように、ヨーロッパでは、欧州統合の深化がむしろ少数民族や地域の自治権拡大や独立の要求を加速させるケースも起きている。EUの権限強化とEU圏内での経済活動の自由化で、以前ほど国家の中央政府に少数民族の集団が依存する必要性がなくなりつつあるためである。さらに、先にも述べた国家（政府）による問題解決能力の低下自体が、従来の国家のデモクラシーのメカニズムを通じて解決できる政策領域を減少させ、既存の民主制度への不信をいっそう増大させているのである。

第3に、国家が自由民主主義体制へ移行する過程、すなわち民主化も大きな困難に直面している。上に挙げたように、グローバル化による自由競争の激化と世界銀行やIMFによる開発援助の条件付け（＝コンディショナリティ）のために、国家の自律性自体が制約される。そのた

め、民主化を達成したとしても当該国民が自律的に決定できる政策の選択肢が限られてしまう。例えば、国民が求める労働条件改善のための規制強化が資本の海外流出を招いて失業率が大きくなってしまふなど、民主的に政策を決定したとしても目的が実現できない、あるいはかえって体制の不安定化を招いてしまふ事態も起きやすくなる。この国民の「民主的自律」(の感覚)の低下は、中国の「北京モデル」による経済発展との対比で、かつては東欧諸国の社会主義体制の崩壊をもたらした自由民主主義体制そのものの魅力を低下せしめている (Diamond 2015; ハルパー 2011)。

そのような自由民主主義体制の魅力を低下は、国際的な民主化支援活動の正当性と有効性の低下にもつながっている (Carothers 2015)。欧米が主導する国際的な民主化支援は、中国やロシアといった権威主義国家の国内ではNGOへの欧米からの資金提供の規制など様々な手段で妨害され、かつ権威主義国家の国際的な連携によって国際的な支援環境が悪化している (Burnell 2011; 杉浦 2010; 2014)。実際、アメリカのNGOフリーダムハウスなどいくつかの基準によって測定される民主化の程度は、ここ数年悪化ないし停滞の状況に陥っている (Diamond 2015)。この状況は、冷戦終結直後の「歴史の終わり」(フクヤマ)と言われた楽観的な時代とは異なり、(リベラル) デモクラシーへ至る道そのものが今や困難に直面していることを示している。「歴史の終わり」を主張したフクヤマ自身も、今や民主化 (=政治の自由化) よりも官僚機構など国家の制度構築の優先を唱えるに至っている (Fukuyama 2005; Levy and Fukuyama 2010)。

以上のように、国家を基盤とした従来型のデモクラシーは、超国家権力の出現、グローバル化による国民国家の変容、民主化の停滞によって機能不全を露呈している。先進国では、従来型の代表民主主義は、代表する者と代表される者のおよび意思決定を行う者とその影響を受ける者の間で「乖離」が大きくなり、それらの間の一致を前提としてきた民主的自律のサイクルが以前よりも機能しなくなっている。発展途上国は、民主化の過程で挫折するか、民主化へのインセンティブそのものを失っている状態か、どちらかの状態に陥りつつある。

この状況で、人々による自己決定 (=民主的自律) というデモクラシーの理念を回復・実現させるには、国家における従来型の代表制民主主義にとらわれずに、より多面的かつ根本的な変革が求められよう。例えば、「政府 (ガバメント)」のように単一的で階層的ではなく、多中心的で水平的でネットワーク型の「ガバナンス」の形成が、先進国では公共行政において実際起きつつあるが、それをさらに推進する方向性がある (岩崎編 2011)。途上国では、同じ「ガバナンス」という語ではあるが、より政府の中身を指す意味で用いて、「民主的ガバナンス」として、国家の民主化と政府の能力の強化を国際社会が同時に支援することが行われている (UNDP 2002; 木村ほか編 2011)。また、熟議民主主義や参加民主主義といった従来型とは異なる形態のデモクラシーを国内で追求する道も考えられる (山崎・山本編 2015)。しかし、それらと別の方向として、本稿で注目する国家を超えたデモクラシーの実現という方向があり、そこに国際機構など超国家権力の民主化は位置づけられる。次に、その超国家権力の民主化について、国際機構の「民主化」の問題に焦点を合わせてみていきたい。ただし、本節で見たよう

に、デモクラシーの回復にはそれだけでは不十分であることも同時に認識しておく必要がある。

2 超国家権力の「民主化」—国際機構を中心に

国際機構は、超国家権力を形成する主要な要素である。しかし、国際機構の「民主化」の目標については、自由選挙による政権選択を柱とする自由民主主義体制を目指す国家の民主化のように、目標について広く共有された合意があるわけではない。古くは20世紀初頭の戦間期の理想主義を受けた国際機構の設立構想、第二次世界大戦後の断続的な国連改革の提案、1990年以降のEUにおける「民主主義の赤字」をめぐる議論、21世紀に入るあたりからのグローバル・ガバナンスの（民主的）アカウンタビリティや正当性の議論を通じて、多様な提案がなされてきた。その一部は実際の国際機構の変革に結びついたものの、多くは提案の段階でとどまっている。そのため、それらの構想をデモクラシーの実践の観点から評価することは難しい。また、多くの提案は単純化することが簡単ではない。しかも、民主主義論の権威であるダールのように、デモスの規模が巨大になる国際機構におけるデモクラシーにそもそも否定的な議論もある（Dahl 1999）。それらのことを念頭に置いたうえで、ここでは国際機構の民主的正当性を確保するために提起された主要な議論について、いくつかのモデルにまとめていきたい（本節の内容は、杉浦2004の第7章の議論を大幅に加筆修正）。

(1) 国際民主主義

第1に、国際レベルのデモクラシーのあり方として、「国際民主主義（政府間主義）」を挙げることができる。国際（国家間）民主主義は、国連憲章などで規定される主権国家の平等と内政不干涉という国際規範に合致するものであり、国際機構の民主化の目標として、国際法及び実際の外交の場面で長らく追求されてきた（桐山2001、6-7頁及び終章；日下1994、第6章；高野1975、第8章）。その特徴として、国際機構の意思決定に参加する主体が主権国家及びその代表に限られ、参加の方法も主権国家間の「平等」に基づく点が挙げられる。国際機構の主たる意思決定機関は、政府間の枠組みに基づいて構成されなければならない、最終的な意思決定権は国家に与えられる。最高意思決定機関は、原則としてすべての加盟国が参加する「総会」である。

国際民主主義で重視される国際機構における国家間の参加の平等に関しては、一国一票制のように形式的平等を主張するものと、国際機構の果たす役割とその実効性への貢献度に対応して機能的平等ないし相対的平等を求める議論とが存在してきた（大谷1969）。国連など多くの国際機構では国家間の形式的平等に基づいて一国一票制を採用しているが、世界銀行やIMFなどでは出資額に応じて票数を与える加重表決制度が導入されている。しかし、この国際機構の意思決定における主権国家の「平等」のあり方は、長らく争われてきた。例えば、アメリカ議

会は、1986年に、相対的平等を求めて拠出金額に応じた加重表決制を総会へ導入するよう要求し、国連への分担金の支払いを停止した（いわゆるカッセバウム修正）（田所1996）。他方、発展途上国は、1974年の国連特別総会で「新国際経済秩序」が宣言されて以降、国際経済体制の抜本的な変革や経済協力の大幅な増額を求める過程で、国際経済機関での加重表決制度の修正を主張した（磯崎1980）。さらに、一部の国家に特権を与える安保理の拒否権の制度についても、主権国家の平等の観点から廃止ないし使用制限を求める声が常に上がってきた。

この「国際（国家間）民主主義」は、初期の国際機構よりその意思決定に実際に導入され、さらなる実現が追求されてきた。実際、多くの国際機構の最高意思決定機関は、国際労働機関（ILO）などを除いて、加盟国のみによって構成される「総会」である。意思決定における国家の平等を求めて表決制度に一国一票制が導入され、さらに拒否権や加重投票のような特定国家の特別待遇の廃止・改変が主張されてきたのは、先述の通りである。国連においても、この目標に基づいた民主化が求められてきた。例えば、1997年にピークを迎えた国連の安保理改革をめぐる議論などでは、地理的や南北諸国間のバランスに配慮した常任理事国の拡大・改編や、一部の国家に特権を与える拒否権の廃止が、安保理の「民主化」として主張された（杉浦2004、203-204頁）。

しかし、民主的でない国家が国際的な意思決定の場で「国際（国家間）民主主義」を主張することにそもそも矛盾が存在する。そのため、1980年代以降国家の民主化が広がるにつれて、1996年に公表された当時のブトロス＝ガリ事務総長による『民主化への課題』のように、国際機構でも国家の民主化と国際レベルの民主化が連動することが主張されるようになった（Boutros-Ghali 1996）。実際、加盟国の民主化を促進・擁護することでその矛盾を解消しようとしてきた。例えば、米州機構（OAS）では、1985年には憲章が改正されてデモクラシーの推進が機構の目的とされ、1991年には「代議制民主主義」と題される決議1080が採択され、臨時の外相会議や特別総会の開催など、民主的な政治過程および民主的政府による正当な権力行使が阻害されたときの「デモクラシーの擁護」が制度化された。東南アジア諸国連合（ASEAN）は、長らく主権国家の平等と内政不干渉を基本原理として強く堅持してきたが、加盟国の民主化が進む中で、2000年代以降になって軍政下のミャンマーに民主化を促すなど方針を修正しつつある（杉浦2010）。

さらに、1990年代になり、NGOによる国際機構の参加など国際的な舞台への非国家アクターの参加が活発になるにつれて、後述のようにトランスナショナルな直接民主主義を主張して、国家のみをデモクラシーの「主権者」とすることへ疑問を呈する動きも強まりつつある。それは、政府とNGOとの間でどちらが民意を代表しているかという「民主的正当性」をめぐる争いにもつながっている。しかし、2010年代になると、中国とロシア主導の上海協力機構（SCO）やG20のように、国際機構を含めた国際レベルの意思決定における主権国家の平等を改めて強調する動きも見られる。

(2) 超国家的議会制民主主義

「超国家的議会制民主主義」もまた、国際レベルのデモクラシーの形態として古くより主張されてきたもののひとつである。そこでは、加盟国からなる総会に置き換えるかあるいは並立する形で、人々により直接選挙によって議員が選ばれる「超国家議会」の設立が主張される（フォーク・ストラウス2001; 三上2001）。超国家的な議会制は、国内で実践されてきた議会制（代表制）民主主義を国際機構へ応用するものである。理論的な背景として、公的な権力が存在するところには民主的な原理が導入されなければならないが、それには国家で実績のある制度を適用するのがよいとす「国内類推」の発想がある（スガナミ1994）。国際機構の意思決定過程への主たる参加者は、各加盟国ではなく、当該国際機構の管轄権下にいる人々による直接選挙を通じて選出された議員である。超国家議会は、国際機構における最高意思決定機関であり、超国家的な行政機関を統制する。

超国家的な議会の近似の例としては、欧州連合（EU）の欧州議会がある。欧州議員は、加盟国それぞれにおいて各国が決めた選挙制度に基づいて直接選挙で選出され、選ばれた議員はEU全体を代表する。欧州議会では、いわゆる「欧州政党」が発達し、イギリス労働党など左派系の政党の連合である欧州社会民主進歩連合と、ドイツのキリスト教民主同盟など右派系の欧州人民党を中心とした政党政治が行われている（南2014）。リスボン条約では、従来の共同決定手続と特別決定手続のうち前者は通常立法手続きといわれるようになり、拒否権を持つ事実上の「第二院」への転換が試みられた。

近い事例はこの欧州議会に限られるが、超国家的な議会の設立への過渡的なものとして、各国議会の議員の代表より構成される総会がいくつかの国際機構で設置されている。欧州審議会では「議員総会（Parliamentary Assembly）」や西欧同盟では「総会（Assembly）」が存在している。2001年に発足したアフリカ連合（AU）でも、「汎アフリカ議会」（the Pan-Africa Parliament）が設立されている。具体的な仕組みは議定書で定められ、各国より計235人の国会議員が集められ、AUの活動について助言を行う。国連に関しても、このような超国家的な議会の創設は、「人民総会」あるいは「第二院」案として、前述のグローバル・ガバナンス委員会の報告書を含めてたびたび提案されてきた（The Commission on Global Governance 1995; 三上2001）。

しかし、現存する超国家的な議会や各国議員からなる総会が持つ権限は、いずれの国際機構でも諮問的なものにとどまっている。最も権限の強化が進んでいる欧州議会でも、先述のように、EUへの各国からの権限委譲に伴う加盟国議会の民主的コントロールの喪失に比べて、その民主的コントロールの権限はいまだ不十分であることから、「民主主義の赤字」といわれて問題視され続けている。国連の「第二院」案も実現の可能性は乏しく、構想の段階を出ていない。その理由としては、第1に、加盟国の多さと多様さから、議員の選出方法について、単純に人口比にするのかそれとも小国の国民に極端に不利にならないように加重して国別に議員を割り当てるのか、意見が分かれてしまうという点がかねてより存在する（Clark and Sohn 1966）。第

2に、より根本的な問題として、ダールが指摘するように、代表制民主主義が機能するために必要な有権者あるいはデモスとしてのアイデンティティが、国境を超えたレベルで形成されるには困難な点が多いことが挙げられる (Dahl 1999)。実際、EUの公的な世論調査であるユーロバロメーター (2014年秋) で「EUの市民であると感じるか」という問いに対して「はい」と回答した市民の割合がEU全体で63% (イギリスは50%) にとどまるように、EUに住む人々にとって「欧州市民」としてのアイデンティティよりも、各国「国民」としてのそれの方が依然強く、ヨーロッパ全体でのデモス (人民) が形成されているということは難しい (European Commission 2014, p. 26)。これまでの欧州議会選挙でも、投票率は各国議会選挙のそれよりも低く、その争点もEUの活動をめぐるものとはならず、むしろ自国の政権への有権者の評価が反映されがちであることにも現れている (浅見2005)。2014年の欧州議会選挙では、イギリスでEUからの離脱を主張するイギリス独立党 (UKIP) が第一党になったように、反欧州統合を主張する勢力が各国で議席を伸ばすという皮肉な現象も起きている。

(3) トランスナショナルな直接民主主義

上のような国内における代表制民主主義の手法を超国家レベルまで援用しようとする試みに対して、1990年代以降になると、直接民主主義あるいは参加型民主主義の思想を超国家レベルに適用しようとする考え方が支持を集めるようになった。それは、1990年代の国連会議へのNGOの参加拡大や、集団としての「地球市民社会」への期待の高まり、1999年のシアトルにおけるWTOと世界銀行の閣僚会議に対する反グローバル化のデモなどの国境を超えた社会運動の広がりとともに強まってきた (Kaldor 2003)。デモクラシー論においても、キーンは、NGOやメディアなど多様な団体やインターネットを通じた権力監視メカニズムの広がりを「監視民主主義 (monitory democracy)」と呼んで、新しい「ポスト代表」のデモクラシーの時代の到来を指摘した (キーン2012; 2013a; 2013b)。

それらの主張を「トランスナショナルな直接民主主義」としてまとめると、それは人々や彼らを代表するNGOを含めた市民社会が、国際機構の意思決定へ直接に参加することをデモクラシーとして求めるものである。国際機構に対するいろいろな形でのNGOの参加自体は、19世紀の国際機構の誕生時点にまでさかのぼることができる (Charnovitz 1997)。しかし、NGOなど人々の自発的結社より構成される(地球)市民社会組織が国際機構に直接参加することが、グローバル・ガバナンスや国際機構の「民主化」として注目されるようになったのは、冷戦終結以降になってからである (Scholte 2002)。

その背景としては、第1に、すでにみたように超国家的な議会の設立がEU以外の国際機構では実現困難に陥っていることが挙げられる。そこで、先述のグローバル・ガバナンス委員会が、「人民議会」までの経過的措置として、NGOからなる「市民フォーラム」の創設を提案したように、主権国家の壁を破る方法としてNGOの国際機構への直接参加が提唱されるように

なったという側面がある（The Commission on Global Governance 1995）。第2に、国際機構の意思決定が人々の生活にいっそう直接影響を与えるようになり、国家における場合と同様、影響を受ける人々の意思が決定過程に直接反映されるべきという、デモクラシーの中心的な規範の一つである「利害当事者原理（all-affected principle）」の国家を超えた場への適用の要請がある（松尾2014、186頁）。第3に、グローバル化によって、個人や企業、NGOなど国境を越えて活躍する非国家アクターが力をつけ、それらが自らの声を届けるために国際機構をはじめとする国際的な意思決定過程へ直接アクセスするようになったという現実がある（毛利2011）。NGOは、政府代表団のメンバーに加わったり、政府代表へのロビーイング、関係者へのアドボカシー（政策提言）、会場近くでデモを行うといった活動を通じて、国際機構を含む国際的な意思決定の場で一定の影響を及ぼしてきた。対人地雷禁止条約をめぐるいわゆるオタワプロセスのように、NGOがある政策で主導的な役割を果たす場合さえある（目加田1998）。これら2点目と3点目については、国家の民主化が広がって集団の活動の自由化やデモクラシーの価値のグローバルな浸透がその背景にある。第4に、加盟国政府間の対立による活動の行き詰まりを乗り越えるために、その正当性や資源を別のルートで調達しようとする国際機構側の意図も指摘することができる。特に、地球環境や国際保健の分野では、国際機構、企業、政府、NGOによるグローバルなパートナーシップが盛んとなっている（杉浦2015）。

トランスナショナルな直接民主主義での参加主体は、理念上は意思決定の影響を受ける人々自身であるが、国際機構を含む国際的な意思決定過程への実際の参加においては、その代理あるいは代表としてNGOなどの市民社会組織が参加することが想定される。例えば、マクドナルドによるステークホルダー・デモクラシー論は、デモス（人民）を争点ごとの「ステークホルダー共同体（SHC）」へと分割し、決定の影響を受ける人々の参加を求めるが、SHCに責任を負う複数のNGOが脱領域的な代表性を確保して参加することが期待される（Macdonald 2012; 松尾2014）。

NGOないし市民社会といった語が何を指すかについては多様な議論が存在するが、ここでは広い意味でNGOを捉えるとしても、その参加が国際機構の「民主化」に貢献するためには、いくつかの条件が挙げられる。第1に、参加するNGOが集団全体としては国際社会を代表していることが必要とされる。そのためには、政策分野にもよるが、まず、参加するNGOの地理的及び機能的なバランスがとられなければならない。また、NGOがどのようにしてつくられたのか、その設立の由来や活動における財政基盤、内部の意思決定のメカニズムも問われる。NGOが実質的に政府によってつくられた場合や、活動の資金源が実質的に政府であり自律性が疑わしい場合、そのNGOが国際社会の意志を代表する程度は低くなる。さらに、アカウントビリティや透明性など個々のNGO内部での民主的ガバナンスが要求される（Charnovitz 2006）。加えて、国際的な意思決定の場に多数のNGOが参加するときに、NGOの集団内部での情報の共有及び意思の集約が必要となる。NGOの持つ意見や利害は多様であり、対立しがちである。

第2に、NGOの参加が国際機構の民主化につながるためには、決定の単なる「下請け」ではなく、その意思決定の場にNGOが参加し、その声が政策の決定に反映されなければならない。ただし国際機構の政治過程は複雑であり、意思決定の場の特定は、国内の政治過程と同様に多くの困難が伴う。国際機構の政治過程は、基本的に事務局職員や加盟国代表からの提案に基づいて、総会など適切な意思決定機関の小委員会を経て本会議で決定される。決定は、加盟国政府や下部の専門機関や部局を通じて実施される。1992年に開催された国連主催の国連環境開発会議（地球サミット）のように、アドホックな国際会議で重要な国連の政策が決定されることもある。しかし、主要な意思決定機関は国際機構の総会や理事会であり、その決議案の実質的内容は総会内の委員会や事務局の部局あるいは加盟国内部で作成され、最終的に加盟国代表によって審議・採択される場合が多い。総会や理事会の決議では枠組みだけ決められ、具体的な計画内容は各国で実施する過程で決められていくことも多々ある。NGOの参加が国際機構の民主化につながるためには、そのような国際機構の意思決定にNGOの意思が集団として反映される必要がある。

NGO参加の制度化・公式化の程度は国際機構によって異なるが、その制度化はおおむね進んできた。例えば、国連におけるNGOの参加制度として、国連憲章第71条に規定された国連経済社会理事会での協議資格制度が長い伝統を有している（馬橋1999）。冷戦終結以降、多数の国連会議が開かれる中でNGOの参加は拡大し、1996年には国連の協議的地位も拡大された（経社理決議1996/31）。その規定には、NGO自身の民主性が協議制度の資格付与の要件として織り込まれている（同12項）。ただし、基本的には国家の代表が議決権を持ち、NGOはあくまでオブザーバーとしての参加にとどまっている。

そもそも国連がNGOの参加を求めた理由として、当初は、NGOが国連の活動の実施面での実効化・効率化に貢献することを期待する側面が強かった。それが、2000年の国連ミレニアム宣言や2005年の世界サミット結果文書にみられるように、国連において、NGOは「市民社会」を代表するものとして扱われ、その参加は人々の意志を国連に伝えるものであり、国連の「民主化」につながるものとして期待を集めるようになった（Martens 2011; 功刀2006）。また、先述のように、NGOの意思が実際の国際機構の意思決定に効果的に反映されるためには、NGO集団内部での調整が必要とされる。多くの国際機構や機関において、NGO全体が国際社会の意志を反映するように、NGOを地域や関心のある問題ごとにまとまる「コーカス」が作られている。さらに、経社理の協議資格を持つNGOの協議体であるCoNGO（the Conference of Non-Governmental Organizations）のように、NGO全体として政府代表や事務局との交渉をしたり、NGO間の日程を調整する運営委員会を設けるといった工夫がなされている（CoNGOのHP参照、<http://www.ngocongo.org/>）。

しかしながら、国際機構へのNGOの参加を通じた国際機構の「民主化」に対しては、様々な課題や批判が投げかけられている。第1に、国際機構とNGOの協力関係は上述のように深まりつつあるように見える一方で、肝心の国際機構の意思決定へのNGOの参加は制度化が進

んでおらず、オブザーバーにとどまるケースがまだまだ多い。国連とNGOの関係を見ると、上記の経社理の協議制度のほか、国連広報局によるNGOとの提携関係や、各部局とNGOの実務上のつながり、国連グループの諸機関と市民社会の橋渡しを目的とする国連NGO連絡サービス（UN/NGLS）と、国連とNGOの接点は多く存在するようになった。しかし、総会や安保理に経社理と同類の協議制度が求められながらも制度化されないように、政府代表を中心とする主要な意思決定の場へのNGOの参加の制度化は依然進んでいない。その背景には加盟国の抵抗がある（Martens 2011）。

第2に、NGO間の不平等の問題がある。国際機構を含む国際的な意思決定の場へ参加するNGOが、先進国を本拠地とする、いわゆる「北」のNGOに偏重していることがたびたび指摘される（Martens 2011; 三上2000）。また、非民主的な国家では、NGOの結成や活動自体が政府の規制や妨害を受けてしまう。参加した場合の影響力の不平等もたびたび指摘される問題である。個々のNGOが持つアクセス能力は様々であり、例えば国連本部における会議に頻繁に参加できるNGOもあれば、財政的な理由から支援なしには参加できないものもある。そのため形式的平等が実現されても、会議への出席のための資金やスタッフの数などによって、NGOの間で政治過程へのアクセスの実際の能力に著しい差が生じる。特に、南北NGO間で影響力の大きな能力の格差が存在している。そこで、例えば2004年の国連と市民社会の関係に関する賢人パネル（カルドーズ・パネル）の報告書を受けた国連事務総長の報告書では、南のNGOの国際会議への参加費用を基金によって補う案が提案されたが、結局実現には至っていない（Martens 2011）。

第3に、人民の代理人としてのNGO自体について、その内部の民主性あるいはアカウントビリティの問題は繰り返し懸念されてきた（Charnovitz 2006; Edwards and Hulme eds. 1995; Erman and Uhlin 2010）。代議士のようにNGOは選挙で選ばれるわけではなく、NGOが特定の有権者（constituency）の意思を反映できていることを証明することは難しい。そこで最近、NGOを含めたトランスナショナルなアクターの民主的正当性として、組織への参加というインプットの側面だけでなく、その活動の結果というアウトプットの側面から民主的正当性を問うべきであるという議論もみられるようになってきている（Erman and Uhlin 2010）。その場合でも、そもそも、NGO自体が代表し責任を負うべき「主権者」の特定の問題がある。先進国政府を含むNGOの活動資金の提供者、援助先でのパートナーや利益の供与対象の人々、あるいはNGO職員というように、NGOは複数のアカウントビリティの対象を抱えている。誰をどの程度代表し、また誰に責任を負うのか決定することは困難を伴う。複数のNGOからなるネットワークの場合、状況はより複雑となる。もともとNGOには社会運動に近い比較的緩やかな組織も多く、関係者が複数のNGOに所属することにより、外部との境界線が曖昧となることが多い。また、NGOの組織規模が大きくなるにつれて、構成員全員の直接参加かそれとも代表制かといった民主的意思決定の形態の問題が生じる。そもそも、地球温暖化に関わるNGOが先進国を拠点とするものが多いように、個々のNGOが民主的であるからといって、多数の

NGOの参加が国際社会全体の意志を代表し、国際機構の民主化につながるとは限らない。

第4に、加盟国代表や国際機構の官僚に比べて、NGOがどの程度国際機構の意思決定過程に影響力を持つことが好ましいか、意見が分かれている。そもそも、NGOが影響力を有すべき内容と程度は、後述のように、どのグローバル・デモクラシーの構想に立脚するかによって異なる。NGOを国際社会全体の意志を代表するデモクラシーの担い手として捉える場合、影響力をもつことは好ましいが、国家を中心に据えて見た場合、それはむしろ各国内の民主的プロセスの迂回あるいは侵食とみなされうる。

最後に、直接民主主義の理念を共有していても、参加の主な主体として期待されるNGOとトランスナショナルな社会運動では性格や役割が異なり、国際機構との関わり方も同じではない。組織化され持続性があるが官僚的で硬直的になりやすいNGOと、より流動的かつ不安定ではあるが参加が自由で裾野が広い社会運動のような運動体とでは、実効性（有効性）や正当性の点で性質が異なる（高橋2010）。そのため、国際機構との関係で、社会運動とNGOの間でずれが生じることがある。実際、国連は、上述のようにNGOとの関係を深めようとする一方で、他方で世界社会フォーラム（WSF）など反グローバル化やグローバルな正義運動との接点はきわめて少ない（Martens 2011）。グローバルな社会運動にとっても、国際機構は参加の対象というよりむしろ大国や先進国、グローバル資本に支配される非民主的で批判すべき対象とみなす傾向にある（Smith et.al. 2014）。

(4) アウトプット指向のデモクラシー

アウトプット指向（output-oriented）のデモクラシーは、主権者が望む問題の解決や利益を国際機構が実現するという「結果」の側面を重視し、結果や行動に対する国際機構のアカウントビリティ（説明責任、結果責任）を追及するものである。先述のように、国際機構のみならず、非国家アクター全般の民主的正当性を考える場合に適用されることが多くなった発想に沿うものである（Erman and Uhlin 2010）。

国際機構が発展した背景には、国際関係の「機能主義」の思想が強く働いていた（杉浦2003）。そこでは、国際的な問題を解決するための国際機構の能力の実効性と効率性が重視され、国際官僚によるテクノクラティックな運営が望ましいとされる。実効性や効率性を向上させるために、自律的で中立的な官僚制の強化といった行政改革が求められることになる。NGOや地域的国際機構への「下請け」あるいは役割分担を求める議論も、実効性や効率性向上の観点から説明される。このような国際機構の実効性と効率性の追求を、国際機構が主権者である加盟国及びその国民の要求を満たしているかどうか、というデモクラシーの観点に読み替えて捉えるのが、このモデルの基本的な考え方である。意思決定への参加が民主的な政治システムの「インプット」の側面なら、人民の意志を満たす結果の追求を「アウトプット」の側面と捉えて、後者を重視する。

このモデルはEUの「民主主義の赤字」をめぐる議論から来ている。シャルプは、EUの民主主義の赤字の問題に焦点を合わせた論考で、加盟国議会によるEU機関の活動のコントロールが難しくなり、欧州議会も未発達な現状では、インプットの側面からのみEUの民主的正当性を考えるのではなく、問題の解決というアウトプットの側面から民主的正当性を考えるべきであるとした (Scharpf 1999, p.2)。EUに限らず国際機関の活動範囲が拡大し専門性も高まるにつれて、「主権者」である加盟国から構成される総会や理事会では、国際機関の活動内容を決議などの採択というインプット段階ですべて決定することはもはや困難になりつつある。そこで、国際機関に対する民主的なコントロールの現実的な方法として、結果というアウトプットの側面への注目が高まっていった (Steffek 2014)。先述のキーンの監視民主主義でも、監視のメカニズムを、政府や市民社会諸団体への市民インプット (入力内容) のレベル、政策スループット (処理内容) のレベル、政策アウトプット (出力内容) のレベルと3つのレベルで機能するとしている (キーン 2013a、230頁)。キーンの監視民主主義は定義上ややあいまいな点があるが、権力の行使を監視することに重点が置かれる点でアウトプットの指向性が強いものである。そして、それは国際機関を含む国際的な権力にも適用可能であるとされる。

国際機関の民主的正当性をアウトプットの側面から見る場合、政策の実施過程や結果の評価といった国際機関の活動の行政的側面に特に注目することとなる。しかし、単に国際機関の行政能力を高めるための改革だけでは、国際機関の「民主化」としては不十分である。政策の決定から実施までの過程を説明し、結果について具体的に責任を問うアカウントビリティのメカニズムが存在しなければならない (Woods and Narlikar 2001)。アカウントビリティも多義的な概念である。例えば、ショルテはアカウントビリティを「あるアクターが、影響を受ける人々に対し、その行為を説明する過程」と定義する (Sholte 2011, p. 8)。総じて、アカウントビリティの追及は、政策過程のインプットの過程にも間接的に作用するものの、権力の行使で生じた「結果」に対して説明・結果責任を求める指向が強い行為である。

国際機関では、その活動に対しアカウントビリティを追及する主体は加盟国であることが想定され続けた。しかし、国際機関の活動が拡大し、NGOや企業など非国家アクターが直接国際機関の活動に関わる事が多くなるにつれて、それらに対するアカウントビリティを求める議論が強まっていった (Held and Koenig-Archibugi eds. 2005; Keohane 2003)。同時に、国際機関のアカウントビリティを追及するNGOの活動も活発になっていく (Scholte ed. 2011)。その流れを受けて、アカウントビリティが追及される対象は国際機関の諸機関全体であるが、特に政策の実施に関わる事務局を対象としたアカウントビリティのメカニズムが発達してきた。蓮生は、国際機関のアカウントビリティを、「管理型アカウントビリティ」と「政治的アカウントビリティ」に分けている (蓮生 2012)。管理型アカウントビリティは、技術的かつ中立な概念であり、政治的アカウントビリティは民衆への応答責任に関するものである (蓮生 2012, 19頁)。前者は、国連事務局やその下部組織及びそれを構成する職員による、事務総長や幹部職員に対する責任となる。後者は、事務総長や幹部職員による、加盟国政府に対する責任となる。デモ

クラシーの観点からは、一般的に後者の政治的アカウントビリティが重視されることになるが、アウトプットの民主的正当性の観点では、それを生み出す国際機構の実効性の向上のために管理型アカウントビリティも不可欠となる。

アカウントビリティを構成する原理には、透明性、諮問、評価、訂正が挙げられる (Scholte 2011, p. 15)。国際機構における具体的な制度としては、情報の公開や行政監査などが考えられる。国連においても、1980年代後半以降の行財政改革では、行政監査など、加盟国が事務局にその活動についてアカウントビリティを追及する制度の構築ないし改善が求められるようになり、段階的に実現されてきた (蓮生2012)。

しかし、アカウントビリティを中心とするアウトプット指向のデモクラシーに対しても、いくつかの懸念が生じている。第1に、「国際 (国家間) 民主主義」と同じように、政治的平等のあり方という問題を抱えている。すなわち、形式的な平等を重んじて個々の加盟国に対して均等にアカウントビリティを負うべきなのか、それとも機能的平等にのっとって、分担金といった資源をより多く提供している程度に応じてそれを負うべきかで意見が分かれる。

第2に、政策の結果について誰に対してアカウントビリティを負うのが明確ではない。コヘインが指摘するように、アカウントビリティには、直接的に国際機構に権限を授けその行為を支持している加盟国に対して責任を負う「内的アカウントビリティ」と、国際機構の活動の影響を受ける人々やその代理であるNGOなどに対する「外的アカウントビリティ」とがあり、両者のバランスが求められる (Keohane 2003)。しかし、今世紀をまたぐ頃より強まった世界銀行やIMFに対する反グローバル化のデモや、2010年のユーロ危機以後の反EU運動の高まりで示されるように、国際機構の外的アカウントビリティへの疑念は弱まることはない。しかも、例えば、IMFの財政支援において、支援資金を負担する加盟国に対する内的なアカウントビリティの確保が、対象国への財政規律などのコンディショナリティ強化につながり、支援対象国の国民の生活へのマイナスの影響が大きくなるといったように、両者のアカウントビリティが相対立する事態も起きうる。双方のアカウントビリティの間のバランスをどのようにとるかは、明確な答えのない難しい問題である。

第3に、アカウントビリティの追及で期待されるNGOへの懸念も生じている。確かに、NGOや市民社会は、国際機構がもつ資源がそもそも限られている現状では、情報を収集し、公共サービスの供給を実効的かつ効率的に供給するなど国際機構の機能を補完する存在として、国際機構の実効性に貢献しうる。同時に、国際機構の活動を監視する役割を担うことも期待されているが、現状では、NGOが単なる国際機構の「下請け」となり、アカウントビリティを問う機能を実行することに困難が懸念されている。また、先にも触れたように、国際機構に対しアカウントビリティを追及するNGO自身の民主的アカウントビリティの問題がここでも関係する。

最後に、アカウントビリティの追及や政策で生じる結果の評価には、専門家や優秀なスタッフが必要となる。そのような人材を国際機構本体やそれを監視するNGOなどが抱えるには、

一定の財源や人材育成制度の存在が条件となる。地球環境問題を検討するための国際会議などでよく問題になるように、そのような条件は途上国や南のNGOにとってはハンデになりやすく、国際機構における先進国政府や北のNGOの優位につながってしまう。

いずれの問題も、具体的な国際機構の活動において、その結果についてのアカウントビリティを追及する「主権者」は誰か、という根源的な問いに多かれ少なかれ結びついているといえる。

(5) トランスナショナルな熟議民主主義

国家を超えたレベルにおけるデモクラシーの試みとして、比較的新しいもので、トランスナショナルな熟議民主主義の議論がある。熟議民主主義は、ハーバマスらの議論を発展させたもので、フィッシュキンやドライゼックといった論者によって理論的なモデルが構築されてきた (Dryzek 2006; 田村2008; フィッシュキン2011; 山田2015)。ドライゼックは、その熟議民主主義のトランスナショナルなレベルへの応用を、「討議的な民主化 (discursive democratization)」と名付けている。それは、トランスナショナルな公共圏における諸言説の関与 (engagement) を、分散的 (dispersed) かつ的確に (competent) 統制することに注意しながら、トランスナショナルで討議的なデモクラシーを求めるものである。ドライゼックのいう公共圏は、社会運動やメディアによるコミュニケーションを抱合した、非公式でコミュニケーション的な領域である。拡散し脱中心化された言説の統制は、それ自体がデモクラシーを示すわけではなく、批判的かつ有能な諸個人によるコミュニケーション的な行動を伴う程度において、民主的となる。ドライゼックは、分権的だが民主的でない権威や、抑圧的な言説、言説の操作といった問題がトランスナショナルなコミュニケーションでも起きうることを指摘しつつも、トランスナショナルな討議的な民主化は、既存の言説に関わる秩序の源 (sources of order) を民主化するという一段階で済むため、より強力なシステム・レベルの制度を打ち立て、それらを民主化するとい二段階が必要な (ヘルドラが主張するような) 「コスモポリタンな民主化」に比べて、実現性が高いことをアピールする。また、トランスナショナルな討議的なデモクラシーの要求は、公式の国際制度が不在な状況でも可能であるとされる (Dryzek 2006, pp.154-158; 高橋2015も参照)。先述のステークホルダー・デモクラシー論も、先述のトランスナショナルな直接民主主義だけでなく、この熟議民主主義とも親和性を持つといえる。

国際機構を含めたトランスナショナルな空間への熟議民主主義の応用について、実際にいくつかの試みが行われている。例えば、2009年に立ち上げられ、EUで合法的に居住する第三国市民の統合政策を市民社会組織が話し合う欧州差別撤廃フォーラム (European Integration Forum, EIF) の例がある (Agustín 2012)。また、EUにおいては、協議型プロジェクト「欧州市民協議」と、討論型世論調査型プロジェクトである「明日のヨーロッパ」が実践されている (細井2012)。

問題は、第1に、熟議民主主義の実践がどの程度、ある国際機構の民主化に貢献するのか、

言い換えるとどの程度国際機構が「民主的」であるか評価するメカニズムが必ずしも明確でない点である。オーグスティンは、ドライゼックとボーマンの熟議民主主義の理論を踏まえて、討議（deliberation）の2つの次元として制度的（institutional）と推論的（discursive）、および3つの原理として多元性、包摂、競合（contestation）に注目して、EIFを検証している（Agustín 2012）。しかしその検証の結果がEU全体の民主化につながったのかは不明である。第2に、これまでのトランスナショナルな熟議民主主義モデルに近似する実践の大半が欧米先進国におけるものであり、いや特にEUに限られている。確かに最近では、2015年へ向けたポストミレニアム開発目標（MDGs）の議論や持続可能な開発目標（SDGs）の策定過程のように、国連を中心に世界的な諮問過程が行われるようになってきている。しかし、討議的なコミュニケーションが交わされるトランスナショナルな公共圏が成り立つためには、市民たちの間に幅広い連帯意識や自由などの価値観の共有が必要とされる（高橋2010）。南北格差が続き、非自由主義的な国家が台頭し、宗教対立が深まる世界の現状の中、EUを超えた熟議民主主義の試みとして、果たして熟議民主主義の基準を満たしうる程度に、連帯意識や自由などの価値観を共有した参加者によって、社会的弱者を含む包括的な参加を伴って、合理的な討議が行われてきたのか、今後も行われうるのか、不安が残る。

表1 国際機構の民主化の方法

	国際民主主義モデル	超国家的議会制民主主義モデル	直接民主主義モデル	アウトプット指向デモクラシー・モデル	トランスナショナルな熟議民主主義モデル
参加の主体	加盟国の代表	代議員	特にNGO	加盟国の代表が中心。NGOも	ステークホルダー
参加の主たる対象	加盟国が集まる総会	超国家議会	様々なレベルの意思決定機関	執行を担う事務局を中心に各機関	様々なレベルの意思決定機関
参加の方法	意思決定への直接参加	選挙による代議員の選出	意思決定への直接参加	会計監査、アカウンタビリティの追及	情報公開、討議フォーラム、討議型世論調査
指摘される問題や課題	国内のデモクラシーを問わない矛盾、国家以外のアクターの役割の増大	実現可能性が低い、選挙に関わる制度的問題、有権者のアイデンティティの形成	参加の制度化、NGO間の不平等、NGO自体の民主性、加盟国や国際機構官僚との関係	政治的平等の内容、アカウンタビリティの対象の特定、追及主体の問題	評価の方法、先進国地域以外での適用可能性
特に関連するグローバル・デモクラシー諸モデル	ウェストファリア・モデル、新自由主義的民主主義諸国共同体モデル	世界連邦モデル、コスモポリタン・モデル	コスモポリタン・モデル、ラディカル・モデル	ウェストファリア・モデル、新自由主義的民主主義諸国共同体モデル	コスモポリタン・モデル、ラディカル・モデル

出典：杉浦2004、177頁の表7-1を元に追加・修正

以上、国際機構の「民主化」の目標を5つのモデルに分類し、それぞれ参加の主体や方法といった基本的な枠組みや、実践の例、実現へ向けて直面している課題をみた(表1)。各論者の主張や実際の制度は、上記のモデルの複合である場合が多い。また、必ずしも「デモクラシー」として明示されて主張されているわけではない。次節では、それらに共通する超国家デモクラシー全体に関わる主要な争点を取り上げて検討する。

3 超国家デモクラシーの可能性と限界

(1) 超国家デモクラシーとグローバル・デモクラシーの構想

超国家デモクラシーの各モデルでは、想定される国家権力と超国家権力の関係が異なっている。国際民主主義モデルでは、従来の主権国家システムに基づいて主権国家中心で構成されるべきとするが、超国家的議会制民主主義モデルでは、国際機構など超国家的な権威に権力を集中させることを想定する。アウトプット指向のデモクラシーは権力構造に関係なく適用されるが、トランスナショナルな直接民主主義モデルや熟議民主主義モデルでは、多中心的で多層的な権威に権力が分散されることを、明示的ではないが前提としている。この場合は、それらの権力を行使する権威の間関係はどうあるべきかも問われる。例えば、EUでは「補完性の原理」をその基本的な原則として、マーストリヒト条約以降の基本条約で規定されている。すなわち、ある下位の行政単位が効果的に問題を解決できないときのみ、より上位の行政単位が扱うという原則である。そうすることで、EUの超国家的な機関への権力集中を抑えて、政治参加を容易にし、政治権力に対する住民の民主的統制が及びやすくしようとする狙いがある。

しかし、どういう権力構造が好ましいかは、望ましい世界秩序観によって異なってくる。民主的世界秩序を「グローバル・デモクラシー」とすると、その構想は様々に存在している。(a) 参加のするのは誰か(参加の主体)、(b) 参加の方法、(c) 政治的な平等のあり方というデモクラシーの基本的な構成要素によって、表2のように分類できる(杉浦2004)。それぞれの構想は、主権国家システムを重視する程度と、(新)自由主義的なグローバル化をどの程度肯定するか、国家の民主化の必要性和国際社会の関与のあり方、国際機構を含む超国家レベルのデモクラシーのあり方といった点で異なる。

簡単にまとめると、「ウェストファリア・モデル」では、国家の平等が尊重され、超国家レベル(正確には「国際(international)」レベルとなる)では国際民主主義が追求される。「世界連邦モデル」では、世界政府とそれへの超国家レベルでの代表制民主主義の適用が追求される。「自由主義的民主主義諸国共同体モデル」(以下、CLDモデル)では、NATOのような自由民主主義国家による国家連合が目指される。国家を超えたレベルでは、民主国家の平等に基づく国際民主主義が実践される。「コスモポリタン・モデル」では、EUのような多層的なデモクラシーが望ましいとされ、超国家レベルでは多様なモデルの超国家デモクラシーが同時に実行

表2 グローバル・デモクラシーの諸モデル

		ウェストファリア・モデル	世界連邦モデル	自由主義的民主主義諸国共同体モデル	コスモポリタン・モデル	ラディカル・モデル
(a) 参加するのは誰か	主権者/代表者	諸国民 (nations) / 各国政府	国民 (nation) / 超国家議会議員	諸人民 (peoples) / 民主的な各国政府	人民 (people) / 各国政府、超国家的議会議員及びNGOなど	人民 (people) / NGOなど
	社会の特徴	「国際社会」	「世界市民社会」	「国際共同体」と、自由主義的市民社会	自由主義的な多層的社会 (世界市民社会、自由主義的市民社会、地域的共同体を含む)	民族・文化・伝統的な地域的共同体の偏在
(b) 参加の対象	国家を超えたレベル	政府間関係 (外交・国際機構等)	超国家的議会など超国家 (世界) 政府機関	主として政府間関係 (外交・国際機構等)	各レベルにおける公的機関 (国際機構、中央政府、地方政府) を中心に、社会的領域の組織・活動も含む	生活に影響を与えるすべての活動領域
	国家レベル			議会など政府機関		
(c) 参加の方法	国家を超えたレベル	国家代表の直接参加	超国家 (世界) 議会を通じた間接参加	国家代表の直接参加	超国家議会を通じた間接参加と、NGO等による直接参加	NGO等による直接参加
	国家レベル			国家議会を通じた間接参加		
(d) 重視される政治的平等		国家間の形式的 (一国一票) と相対的 (加重表決制)	市民間の形式的平等	国家間の形式的と相対的平等と、市民間の形式的平等	国家間の形式的と相対的平等と、市民間の実質的平等	市民間の実質的平等 (特に社会的弱者へのエンパワーメント)
国家の民主化への国際的関与		要請がある場合のみ	そもそも重視されない	強制的措置も含めて積極的	市民社会への支援も重視	市民社会への支援を重視
国際機構の民主化の主目標		国際 (国家間) 民主主義、アウトプット指向のデモクラシー	超国家的議会制民主主義	国際 (国家間) 民主主義、アウトプット指向のデモクラシー	各目標の複合	トランスナショナルな直接民主主義と熟議民主主義
近い実例		国連	アメリカなど連邦国家	OSCE、欧州審議会	欧州連合	世界社会フォーラム、社会運動、NGOのネットワーク

出典：杉浦2004、40頁の表2-1を修正

される。「ラディカル・モデル」では、人々による意思決定への直接参加が重視される。超国家レベルにおいても、ほかのレベルと同様に、直接民主主義や参加アクターによる熟議民主主義が実践されるのが望ましい。

このように、ウェストファリア・モデルとCLDモデルは、既存の主権国家システムを重視するが、世界連邦モデルとラディカル・モデルはそれを積極的に解体することを望む。コスモポリタン・モデルは、国家間の枠組みも含めた多層的な権力構造を求めるため、そこまで極端ではない。また、CLDモデルとコスモポリタン・モデルは、自由主義的なグローバル化を原則として肯定的に捉える。対して、ラディカル・モデルはそれに否定的であり、ウェストファリア・モデルも主権国家のコントロールを脅かす可能性からやや否定的である。

どのグローバル・デモクラシーの構想に立脚するかによって、国家におけるデモクラシーの位置づけと超国家デモクラシーの形態及び「非民主的」とされる状態が変わってくる。例えば、国家（政府）の主権を尊重するウェストファリア・モデルの視点からは、国際機構では国際民主主義こそが「民主的」なメカニズムであり、その場合、今のEUは必ずしも「民主主義の赤字」の状況とはみなされなくなる。なぜなら、法的・制度的に加盟国の代表がEUの諸機関を統制しており、EU機関は透明性やチェックアンドバランスなどの仕組みは少なくとも加盟国の同種のものよりも厳しく、EUのマンデート（委任権限）も制約されているためである。一般に民主主義の赤字として指摘される状態はいずれも「神話」に過ぎず、EUは少なくとも加盟国と「同程度以上」には民主的であるとされる（Moravcsik 2008）。他方、グローバル・デモクラシーの追求においてマルチチュードの役割に期待する、ここでいうラディカル・モデルの論者であるハートとネグリは、グローバルな機関の改革でよく提言されるアカウンタビリティ（説明責任）やガバナンスの改善について「人民＝民衆」が欠けているとして批判し、国連総会の現状に対しても非代表的であるとして厳しい目を向けている。同時に、国連を変革してグローバルな議会を設けるということにも懐疑的である（ハート・ネグリ 2005b、164-175）。ほかに、世界連邦主義モデルに近い「コスモ連邦主義（Cosmo-federalism）」を唱えるマルチェッティは、グローバル・デモクラシーの多様な主張の検証の結果、複数のデモスを想定する「政府間主義」（本稿でいうウェストファリア・モデルやCLDモデルに近い）や、利害関係者に政治参加を限定する「グローバル・ガバナンス」（本稿でいうコスモポリタン・モデルやラディカル・モデルに近い）は排除的で非民主的として、彼が主張する、すべての人類がデモスとなる「グローバルな政体」こそ最も包摂的で民主的とする（Marchetti 2012）。

歴史を振り返ると、冷戦終結以前は、国連憲章の規定や途上国による1970年代の新国際経済秩序の要求に代表されるように、ヘルドが「国連憲章モデル」と呼ぶウェストファリア・モデルがグローバル・デモクラシーのいわばスタンダードであった（Held 1995）。冷戦が終結すると、民主化の「第三の波」に押される形でCLDモデルが国際的なコンセンサスを得て、グローバル・デモクラシーの構想としての支配的な地位を得た。さらに、グローバル化による国家の変容を受けて、90年代後半にはEUをモデルにしたコスモポリタン・モデルが期待を集めるよ

うになった。しかし、新自由主義的なグローバル化は、同時によりラディカルなグローバル・デモクラシーの要求を生み出していく。

今世紀になり、アメリカのブッシュ Jr. が主導した政権中心の強制的なデモクラシー推進を含めた CLD モデルの実現の試みは、イラク戦争後に「バックラッシュ」を呼び停滞していく (Carothers 2010)。2010 年代になると、アメリカと EU の経済的停滞と中国など新興国の台頭及び権威主義国家の国際的連携、それへの途上国の追従を受けて、内政不干渉など国家主権を強調するウェストファリア・モデルへの支持の巻き返しが見られるようになった。さらに、イスラム共同体 (ウンマ) のモデルのように、上で挙げたグローバル・デモクラシーの構想に含まれないような世界秩序のあり方も支持を集めつつある (中田 2015)。現在では、多様なグローバル・デモクラシーの構想が現実の国際政治の舞台で衝突している状況にあり、国際機構などに適用される超国家デモクラシーのあり方もそれに左右されている (杉浦 2004; 杉浦 2014)。

(2) 国家類推の是非

次に、超国家レベルの民主化を考えるにあたって争点となるのは、「国家類推」の発想から、国家レベルの従来のデモクラシーのアナロジーを用いることの是非である。上で挙げた全体的なグローバル・デモクラシーの構想でも同じことが言えるが、超国家デモクラシーのモデルには、既存の主権国家のイメージが色濃く反映されてきた。そこには、主権国家システムを軸に発達してきた国際法の法規範や、複数の主権国家 (に近い政体) が統合されて民主的な連邦国家が誕生したアメリカやスイスの歴史的な経験が意識されている (千葉 2014)。

先に見たように、超国家デモクラシーの国際民主主義モデルは、既存の主権国家システムに規範上の基礎を置いて、その完遂を求める (= 「国家化」)。超国家的な議会制民主主義モデルは、国際機構の「民主化」の初期構想として国際レベルに「超国家」を形成して、そこに国家の代表制民主主義を援用するという発想が強いものである (= 「超国家・化」)。いずれも、既存の国家のあり方が強く意識されたものである。

対して、比較的最近になって提起されるようになった、トランスナショナルな直接民主主義、アウトプット指向デモクラシー、トランスナショナルな熟議民主主義は、国家を枠組みとする従来型のデモクラシーの発想に捉われない (= 「超・国家化」)。このような国家類推からの脱却は、グローバル化を受けた現在の国際社会の動向を反映しているといえるが、同時に、超国家デモクラシーの最終的な形態のイメージやそれに必要なメカニズム・制度の考案を難しくしている。例えば、従来の領域的なデモスの代わりとして、トランスナショナルな直接民主主義や熟議民主主義の議論などで参加主体を確定するために用いられる利害当事者原理は、当事者とみなされない人々や集団を政治過程から「排除」する論理となりかねないことが懸念されている (Tinnevelt and De Schutter eds. 2010; Marchetti 2008; 2012)。そこで先述のマルチェッティは、むしろ従来の国民国家を範にして「包括的な」単一のデモスを基礎におく「コスモ連邦主義」

を主張するのである (Marchetti 2008)。

(3) 実験体としてのEUの妥当性とグローバル・サウスの視点

国家を超えるデモクラシーや、さらにより広いグローバル・デモクラシーを考える場合に、その「実験場」としてのEUは適切かという問題がある。昨今のムスリム移民の問題やトルコの加盟問題によって凶らずも明るみになったように、EUが拠って立つ人権やデモクラシーといった価値自体が決して完全に普遍的なものというわけではなく、EUもまたキリスト教など西洋特殊な価値や規範の上に構築されている面があることは否定できない。超国家的なデモクラシーについても、EUにおいて実践されている民主的制度・活動は、国連の「人民議会」構想の実現性の低さにも見られるように、ほかの地域やグローバルな環境全体に必ずしも適用できるとは限らない。

また、EUの特殊性は、その文化的側面だけではなく、債務危機に直面しているとはいえ、依然として先進国の集まる点にも現れている。アフリカのように発展途上国を多く抱える地域や、多様な成長段階にあるアジア地域にEUのモデルを当てはめることは容易ではない。EUをモデルにしたAUの未発達な現状を見てもわかるように、経済発展が遅れている地域を中心とする国際機構や参加国の間の経済格差が大きい国際機構では、トランスナショナルな討議や直接参加、専門家の監視活動のように、制度的なインフラや移動コスト、優秀な人材を要求する超国家デモクラシーの実践には、やはり困難が伴う。

さらに、途上国の多くでは、今なお国家の民主化自体が課題となっている。トランスナショナルな直接民主主義や熟議民主主義のように、加盟国で基本的に民主主義が定着していることを前提とする超国家デモクラシーのあり方は、途上国や非民主的な国家が多く参加する国際機構には馴染みにくいかもしれない。かといって、国際民主主義のように、国内でデモクラシーを問うことなく、国際レベルの民主化のみ主張することも矛盾が生じる。グローバルな経済格差や民主化の問題を組み入れた上で超国家デモクラシーの目標と実現戦略を考える、途上国あるいは「グローバル・サウス」の視点が求められよう (松下2012)。

(4) 「民主化」の課題

超国家デモクラシーの目標や制度についてはさまざまな提案がなされてきたが、ではその超国家デモクラシーをいかに実現するかについては依然あいまいさが残されている。国際機構を含む超国家権力自体の発展については、先述の(新)機能主義や国際レジーム論などが存在する。また、トランスナショナルな熟議民主主義を主張するドライゼックのように、既存の制度や実践に超国家デモクラシーの萌芽を見出す論者は多い。しかし、それらは超国家デモクラシーへ向けた理論的な道筋を示しているわけではない。論争は今なお盛んであるが、一定の経済発展

が民主化を促すとする「近代化理論」やアクターの行為や交渉に注目した「移行理論 (transition theory)」など、一定程度の理論化が進んでいる国家の民主化とは対照的である (杉浦2010; 2014)。国際機構における超国家デモクラシーの実現という「民主化」の理論化を考える場合、以下のような点が特に課題となろう。

第1に、国際民主主義を除く超国家デモクラシーのモデルでは、国家におけるリベラル・デモクラシーの存在を (明示的ではないにしても) 不可欠な前提としている。プトロス＝ガリ国連事務総長が1996年の『民主化への課題』ですでに主張していたように、国家の民主化と国際機構の民主化はリンクしており、同時に対処しなければならない国際的な課題である (Boutros-Ghali 1996)。そうすると、繰り返しになるが、多くの国家で民主化が行き詰まっている現在の状況から、途上国を中心に国家における民主化の促進・擁護を工程表に組み込むことが必要となる。その場合、まず、国家の民主化と国際機構など超国家レベルの民主化の順番はどうあるべきか、あるいは並行して民主化を促進すべきかといった「順序 (sequence)」の問題が生じる。

第2に、この民主化戦略における順序の問題は、すでに国家の民主化の議論で盛んになされているように、国際的な経済・社会的構造が好ましい条件を満たすのを待ってから国際機構の民主化を進めるべきか、あるいはいきなり国際機構に民主的制度を導入すべきか (そしてそれは可能か) という別の側面でも提起される (杉浦2010)。冷戦後しばらくは、世界的な政治の自由化と市民社会の活性化といった国際環境の変化がNGOの活躍の場を広げ、(トランスナショナルな直接民主主義の観点から見て) 国際機構の民主化へ向けた改革が進み、将来的な見通しについても楽観的な論調が生まれた。しかし、現在では、国家主権を重んじる新興国の台頭で、国際機構にNGOの参加を促す方向には必ずしも進んでいない。

また、インターネットなど技術の進歩は、NGOなど市民社会のトランスナショナルなネットワークを広げ、トランスナショナルな直接民主主義や熟議民主主義の実現にプラスの効果をもたらしている。しかし他方で、それはグローバルなテロ組織や犯罪組織のネットワークの拡大も生んでいる。さらに、新自由主義的なグローバル化によって経済成長が生まれる一方で、グローバルおよび各国国内で相対的な貧富の格差が拡大しており、超国家的なデモクラシーのいずれのモデルにとってもマイナスに作用している。しかし、そのグローバル化の構造的問題の解決自体がグローバル・サウスの国家や貧困層の国内的及び国際的な意思決定への参加を必要とするという意味で、超国家レベルの民主化が求められる、という難しい状況を迎えている (ポッゲ2010)。民主化へ向けた国際機構の改革の戦略においては、これらの点を押さえて考える必要がある。

ただし、これらの課題は、表2にあるように、最終的なグローバル・デモクラシーの構想のうちどれを目指すかによって順序の問題への答えも変化することに、注意が必要である。

おわりに

本章では、出現しつつある超国家権力に対するデモクラシーのあり方としての「超国家デモクラシー」を、国家レベルでのデモクラシーの変容と絡めながら考察した。本章では、特に①「超国家権力」の正体は何か、それは存在するのか、また、その従来のデモクラシーへの影響は何か、そして、②超国家権力、特に国際機構の「民主化」のあり方にはどのような形態がありうるのか、その可能性と限界は何かについて、民主的な世界秩序としてのグローバル・デモクラシーをめぐる争いという大きな文脈を意識しながら考察した。

第1節で明らかにしたように、超国家権力の出現は多方向への権力の分散という文脈の中で生じており、その中で国家におけるデモクラシーも変容しつつある。そのような変化の中で超国家デモクラシーは求められているが、第2節でみたように多様なモデルが提案されている。本章では国際機構への適用を中心に、それぞれのモデルの内容と実践、直面する課題を概観した。その上で、第3節では、それらで共通する問題や課題について考察した。グローバル・デモクラシーの構想によってどのような超国家デモクラシーの導入が国際機構にとって好ましいのかが変わることや、国家類推の是非、範としてEUを扱うことの注意や途上国の視点の重要性、超国家デモクラシーを実現する際の課題について検討した。

将来的な展望としては、アメリカの存在や新興国の台頭など主権国家システムを重視する勢力の根強さと、それに並行する多国籍企業やNGOなど非国家アクターへの権力の拡散を考えると、超国家権力が国連やEUなど既存の国際機構の強化として現れる可能性は低いかもしれない。むしろ国際機構を含めたガバナンスのネットワークによるグローバル・ガバナンスとして、多様なアクターを巻き込みながら、分散した形態として超国家権力は展開していくことになりそうである。その流れは、従来型の国家における代表制民主主義をさらに浸食していくことになるだろう。そこでは超国家デモクラシーを求める声の強さは変わらないものの、現在の世界的な権力の分散状況と権力主体間の衝突、各アクターの追求する利益、国際的な規範の変容、追求されるグローバル・デモクラシーの構想によって、国際機構など超国家権力の「民主化」の態様や程度、望ましい方向性は左右され続けられることになるといえる。本稿で見てきたように、多様な構想が存在しているということを前提に、超国家デモクラシーの方向性と実現の程度を理解することがまずは必要である。

附記：本稿は2015年10月に脱稿したものである。その後、本稿の議論の一部を修正・発展させる形で、筆者は「グローバル・ガバナンスの「民主化」は可能か？」『グローバル・ガバナンス』（グローバル・ガバナンス学会）、第3号、2016年12月を公表している。併せて参照されたい。

参考文献

- Agustín, Óscar García (2012) "Transnational deliberative democracy in the context of the European Union: The institutionalisation of the European Integration Forum," *European Integration online Papers (EIoP)*, Vol. 16, Article 10.
- Boutros-Ghali, Boutros (1996) *Agenda for Democratization*. UN General Assembly. U.N. Doc.A/51/761, 20 December 1996.
- Burnell, Peter (2011) *Promoting Democracy Abroad: Policy and Performance*, Transaction Publishers.
- Carothers, Thomas (2010) "The Continuing Backlash against Democracy Promotion," in Peter Burnell and Richard Youngs (eds.), *New Challenges to Democratization*, Routledge, pp. 59-72.
- Carothers, Thomas (2015) "Democracy Aid at 25: Time to Choose," *Journal of Democracy*, Vol. 26, No. 1, pp. 59-73.
- Charnovitz, Steve (1997) "Two Centuries of Participation: NGO and International Governance", *Michigan Journal of International Law*, Vol. 18, No. 2, pp. 183-286.
- Charnovitz, Steve (2006) "Accountability of Non-Governmental Organizations in Global Governance," in Lisa Jordan and Peter van Tuijl (eds.), *NGO Accountability: Politics, Principles and Innovations*, Earthscan, pp. 21-42.
- Clark, Grenville and Louis B. Sohn (1966) *World Peace and through World Law*. Harvard University Press.
- Dahl, Robert A. (1999) "Can international organizations be democratic? A skeptic's view," in Ian Shapiro and Casiano Hacker-Cordon (ed.), *Democracy's edges*, Cambridge University Press, pp. 19-36.
- Diamond, Larry (2015) "Facing up to the Democratic Recession," *Journal of Democracy*, Vol. 26, No. 1, pp. 141-155.
- Dryzek, John S. (2006) *Deliberative Global Politics: Discourse and Democracy in a Divided World*, Polity Press.
- Edwards, Michael and David Hulme (eds.) (1995) *Non-Governmental Organisations: Performance and Accountability*, Earthscan Publications. Edwards.
- European Commission (2014) *Standard Eurobarometer 82 / Autumn 2014*, First Results.
- Erman, Eva, and Anders Uhlin (2010) "Democratic Credentials of Transnational Actors: An Introduction," in Eva Erman and Anders Uhlin, *Legitimacy beyond the State?: Re-examining the Democratic Credentials of Transnational Actors*, Palgrave Macmillan.
- Freedom House (2015) *Freedom in the World*, Freedom House.
- Fukuyama, Francis. 2005. "'Stateness' First," *Journal of Democracy*, Vol. 16, No. 1, pp. 84-88.
- Hale, Thomas, David Held, Kevin Young (2013) *Gridlock: Why Global Cooperation is Failing when We Need It Most*, Polity Press
- Held, David (1995) *Democracy and the Global Order*, Polity Press. (佐々木寛・遠藤誠治・小林誠・土井美徳・山田竜作共訳『デモクラシーと世界秩序—地球市民の政治学』NTT出版、2002年)
- Held, David and Mathias Koenig-Archibugi (eds.) (2005) *Global Governance and Public Accountability*. Cambridge, Polity Press.
- Held, David, Anthony McGrew, David Goldblatt and Jonathan Perraton (1999) *Global Transformations*, Polity Press.
- Huntington, Samuel P. (1991) *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, University of Oklahoma Press.
- Kaldor, Mary (2003) *Global Civil Society: An Answer to War*, Polity Press. (山本武彦・宮脇昇他訳『グローバル市民社会論—戦争へのひとつの回答』法政大学出版会、2007年)
- Keane, John (2011) "Monitory Democracy?" in Sonia Alonso, John Keane, Wolfgang Merkel (eds.) *The Future of*

- Representative Democracy*, Cambridge University Press.
- Keohane, Robert O. (2003) "Global Governance and Democratic Accountability," in David Held and Mathias Koenig-Archibugi (eds.), *Taming Globalization: Frontiers of Governance*, Polity Press, pp. 130–159.
- Levy, Brian, and Francis Fukuyama (2010) *Development Strategies: Integrating Governance and Growth*, Policy Research Working Paper, The World Bank.
- Macdonald, Terry (2012) *Global Stakeholder Democracy: Power and Representation Beyond Liberal States*, Oxford University Press.
- Marchetti, Raffaele (2008) *Global Democracy: For and Against: Ethical Theory, Institutional Design and Social Struggle*, London and New York: Routledge.
- Marchetti, Raffaele (2012) "Models of Global Democracy: In defence of cosmo-federalism," in Daniele Archibugi, Mathias Koenig-Archibugi and Raffaele Marchetti (eds.) *Global Democracy: Normative and Empirical Perspectives*, Cambridge: Cambridge University Press, pp. 22–45.
- Martens, Kerstin (2011) "Civil society and accountability of the United Nations," in Scholte (ed.) (2011), pp. 42–57.
- McGrew, Anthony (ed.) (1997) *The Transformation of Democracy?* Polity Press. (松下洸監訳『変容する民主主義—グローバル化のなかで』日本経済評論社、2003年)
- Moravcsik, Andrew (2008) "The Myth of Europe's 'Democratic Deficit'," *Intereconomics*, November/December 2008, pp. 331–340.
- Scharpf, Fritz W. (1999) *Governing in Europe: Effective and Democratic?* Oxford University Press.
- Scholte, Jan Aart (2002) "Civil Society and Democracy in Global Governance", *Global Governance*, Vol. 8, No. 3, pp. 281–304.
- Scholte, Jan Aart (2011) "Global Governance, accountability and civil society," in Scholte (ed.) (2011), pp. 8–40.
- Scholte, Jan Aart (ed.) (2011) *Building Global Democracy? : Civil Society and Accountable Global Governance*, Cambridge University Press.
- Smith, Jackie et.al. (2014) *Global Democracy and the World Social Forum*, Second edition, Paradigm Publishers.
- Sørensen, Eva and Jacob Torfing (eds.) (2007) *Theories of Democratic Network Governance*, Palgrave Macmillan.
- Steffek, Jens (2014) *The Democratic Output Legitimacy of International Organizations, Discussion Paper*, SP IV 2014–101, February 2014, Social Science Research Center Berlin (WZB).
- The Commission on Global Governance (1995) *Our Global Neighbourhood*, Oxford University Press. (京都フォーラム監訳『地球リーダーシップ—新しい世界秩序を目指して—』NHK出版、1995年)
- Tinnevelt, Ronald and Helder De Schutter (eds.) (2010) *Global Democracy and Exclusion*, John Wiley & Sons.
- UNDP (2002) *Human Development Report 2002: Deepening Democracy in a Fragmented World*. New York: Published for the United Nations Development Programme by Oxford University Press.
- Weiss, Thomas and Rorden Wilkinson (2014) "International Organization and Global Governance: What matters and why," in Weiss and Wilkinson (eds.) (2014).
- Weiss, Thomas, and Rorden Wilkinson (eds.) (2014) *International Organization and Global Governance*, Routledge.
- Woods, Ngaire and Amrtia Narlikar (2001) "Governance and the limits of accountability: the WTO, the IMF and the World Bank", *International Social Science Journal*, No. 170.
- Youde, Jeremy (2012) *Global Health Governance*, Polity Press.
- 浅見政江 (2005) 「EUの民主的ガバナンスとEU市民」田中俊郎・庄司克宏編著『EUと市民』慶応義塾大学

出版会、27-63頁

磯崎博司 (1980) 「新国際秩序と平等 (一)」『法学会雑誌』第21巻、第1号、63-136頁

岩崎正洋編著『ガバナンス論の現在—国家をめぐる公共性と民主主義』勁草書房

馬橋憲男 (1999) 『国連とNGO—市民参加の歴史と課題』有信堂高文社

大谷良雄 (1969) 「国際組織と国家平等理論」『国際法外交雑誌』第68号第2巻、98-116頁

鴨武彦 (1985) 『国際統合理論の研究』早稲田大学出版部

ジョン・キーン (2012) 「監視民主主義?—1945年以降の知られざる民主主義史」ベンジャミン・イサカーン、
ステイヴン・ストックウェル編、猪口孝監修『デモクラシーの世界史』東洋書林、275-293頁

ジョン・キーン著、森本醇訳 (2013a) 『デモクラシーの生と死 (上)』みすず書房

ジョン・キーン著、森本醇訳 (2013b) 『デモクラシーの生と死 (下)』みすず書房

木村宏恒・金丸裕志・近藤久洋編著 (2011) 『開発政治学入門：途上国開発戦略におけるガバナンス』勁草書
房

桐山孝信 (2001) 『民主主義の国際法』有斐閣

日下喜一 (1994) 『現代民主主義論』勁草書房

功刀達朗 (2006) 「NGOと地球市民社会の黎明」功刀達朗・毛利勝彦編著『国際NGOが世界を変える—地球
市民社会の黎明』東信堂、3-22頁

コリン・クラウチ著、山口次郎監修 (2007) 『ポスト・デモクラシー—格差拡大の政策を生む政治構造』青灯
社

五野井郁夫 (2011a) 「グローバル・デモクラシー論—国境を超える政治の構想」小田川大典・五野井郁夫・高
橋良輔編『国際政治哲学』ナカニシヤ出版、155-182頁

五野井郁夫 (2011b) 『「デモ」とは何か—変貌する直接民主主義』(NHKブックス No. 1190)

H・スガナミ著、白杵英一訳 (1994) 『国際社会論—国内類推と世界秩序構想』信山社

杉浦功一 (2003) 「国際機構研究の諸アプローチに関する一考察」『国際研究論叢』(大阪国際大学) 第16巻第
2号、221-235頁

杉浦功一 (2004) 『国際連合と民主化』法律文化社

杉浦功一 (2007) 「グローバル化と国家」岩崎正洋・坪内淳編著『国家の現在』芦書房、193-223頁

杉浦功一 (2010) 『民主化支援—21世紀の国際関係とデモクラシーの交差』法律文化社

杉浦功一 (2014) 「民主化—デモクラシーの実現不可能性」高橋良輔・大庭弘継編『国際政治のモラル・アポ
リア—戦争／平和と揺らぐ倫理』ナカニシヤ出版、206-246頁

杉浦功一 (2015) 「ガバナンスにおけるパートナーシップ—ナショナルとグローバル両レベルにおける実践と
理論」『年報政治学2014—II 政治学におけるガバナンス論の現在』(日本政治学会)、156-184頁

スーザン・ストレンジ著、櫻井公人訳 (1998) 『国家の退場—グローバル経済の新しい主役たち—』岩波書店

高野雄一 (1975) 『国際組織法 (新版)』有斐閣

高橋良輔 (2010) 「国境を超える社会運動と制度化されるNGOネットワーク—空間・運動・ネットワーク」

押村高編『超える—強化なき政治の予兆』風行社、294-336頁

高橋良輔 (2015) 「国境を超える代表は可能か?」山崎望・山本圭編『ポスト代表制の政治学—デモクラシー
の危機に抗して』ナカニシヤ出版、57-90頁

田所昌幸 (1996) 『国連財政—予算から見た国連の実態』有斐閣

田村哲樹 (2008) 『熟議の理由—民主主義の政治理論』勁草書房

- 千葉真 (2014) 『連邦主義とコスモポリタニズム—思想・運動・制度構想』 風行社
- 中田考 (2015) 『イスラーム 生と死と聖戦』 集英社新書
- アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート著、水嶋一憲ほか訳 (2003) 『〈帝国〉—グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』 以文社
- アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート著、幾島幸子訳 (2005a) 『マルチチュード—〈帝国〉時代の戦争と民主主義』 (上) 日本放送出版協会
- アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート著、幾島幸子訳 (2005b) 『マルチチュード—〈帝国〉時代の戦争と民主主義』 (下) 日本放送出版協会
- 蓮生郁代 (2012) 『国連行政とアカウントビリティ—概念—国連再生への道標』 東信堂
- ステファン・ハルパー著、園田茂人・加茂具樹訳 (2011) 『北京コンセンサス—中国流が世界を動かす』 岩波書店
- ジェイムズ・S・フィッシュキン著、曾根泰教監修 (2011) 『人々の声が響き合うとき—熟議空間と民主主義』 早川書房
- リチャード・フォーク、アンドリュース・ストラウス (2001) 「グローバル議会の設立を提唱する」『論座』 2001年4月号、238-245頁
- イアン・ブレマー著、北沢格訳 (2012) 『「Gゼロ」後の世界—主導国なき時代の勝者はだれか』 日本経済新聞出版社
- 細井優子 (2012) 「国境を超える市民のデモクラシー—プランDを事例に—」『社会科学論集』 第137号、45-55頁
- トマス・ボッケ著、立岩真也監訳 (2010) 『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか—世界的貧困と人権』 生活書院
- 松尾隆祐 (2014) 「マルチレベル・ガバナンスにおける民主的正統性と公私再定義—ステークホルダー・デモクラシーのグローバルな実現へ向けて—」『社会科学研究』 65巻2号、185-206頁
- 松下冽 (2012) 『グローバル・サウスにおける重層的ガバナンス構築』 ミネルヴァ書房
- 三上貴教 (2000) 「不均衡の国連NGO—本部所在地の分析を中心に—」『修道法学』 第22巻第1・2合併号、255-275頁
- 三上貴教 (2001) 「地球人民議会あるいは国連第二総会創設構想の位相」『修道法学』 第23巻第2号、251-274頁
- 南佳利 (2014) 「EU」網谷龍介・伊藤武・成廣孝編『ヨーロッパのデモクラシー (改訂第2版)』 ナカニシヤ出版、31-56頁
- 目加田説子 (1998) 『地雷なき地球—夢を現実にした人々』 岩波書店
- 毛利聡子 (2011) 『NGOから見る国際関係—グローバル市民社会への視座』 法律文化社
- 山崎望 (2012) 『来たるべきデモクラシー』 有信堂高文社
- 山崎望・山本圭編 (2015) 『ポスト代表制の政治学—デモクラシーの危機に抗して』 ナカニシヤ出版
- 山田陽 (2015) 「熟議は代表制を救うか？」山崎望・山本圭編『ポスト代表制の政治学—デモクラシーの危機に抗して』 ナカニシヤ出版、121-148頁
- 山本吉宣 (2012) 「先進国-新興国複合体の秩序構築—日本外交の長期戦略」『外交』 Vol.11、26-33頁
- 渡辺昭夫・土山實男編 (2001) 『グローバル・ガバナンス』 東京大学出版会

